

平成29年9月12日（火曜日）午前10時0分開議

○議長（北 良晃君） 16番三橋君。

（16番 三橋和史君 登壇）

○16番（三橋和史君） 日本維新の会を代表して質問をいたします三橋でございます。

さきの選挙におきましては、我が党が本市議会にて会派を結成し得るほどに数多くの市民の皆様の御期待と御信頼を賜りましたことにつきましては、聖域なき市政改革に邁進せんとする私どもにとりまして心強い御支援であると同時に、まさに身を切る改革の原動力として受けとめており、身の引き締まる思いでございます。

今回の代表質問では、保育所等の運営及び幼児教育の無償化、環境部の運営、環境清美工場の移転、新斎苑整備事業について、一問一答方式で市長にお尋ねいたします。

最初の質問をいたします。

奈良市立保育所及びこども園の保育部分に係る待機児童は、ことし8月時点において50人を超えているという状況で間違いないか、またその打開策の一環として今議会に上程されている補正予算案上のあらわれとしては、西大寺、富雄、登美ヶ丘の各地区において民間保育所設置運営事業者を募集するという点で間違いないか、その2点について、簡潔にお答え願います。

壇上での質問は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（北 良晃君） 三橋君に申し上げます。一問一答方式ですので、質問は1問で簡潔をお願いいたします。2問じゃなしに、一問一答方式ということで聞いていますので、これから1問ずつお願いをいたします。

市長。

（市長 仲川元庸君 登壇）

○市長（仲川元庸君） 三橋議員からの御質問にお答え申し上げます。

奈良市におきます、ことし8月現在の待機児童でございますが、公立で52名、私立で102名、合計154名の待機児童となっております。取り急ぎ、1問だけお答えをさせていただきます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） ありがとうございます。

そうしましたら、その待機児童52名を公立では超えているということでございますけれども、その打開策の一環として今議会に上程されている補正予算案上のあらわれとしては、先ほど申し上げました、西大寺、富雄、登美ヶ丘の各地区において民間保育所設置運営事業者を募集するという点で間違いないか、次、1点お答え願います。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 2問目以降は自席でお答え申し上げます。

御指摘のこの52名の公立の待機児童を解消するための予算かということで申し上げますれば、その部分もちろんございますし、先ほど申し上げました私立に待機をされている方も含めての、全体の待機を解消するための施設整備費でございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番(三橋和史君) ありがとうございます。

奈良市子ども未来部によりますと、公立保育所——市立ですね、保育所が12園、市立こども園、これ全て幼保連携型認定こども園12園、合わせまして24園ございます。全24園ある市立保育所及びこども園のうち、待機児童のいないのは13園であることがわかっております。全体のたった54.2%であります。待機児童が1人以上いるのは11園であり、全体の45.8%にも上ってございます。

奈良市の内部資料によりますと、待機児童数は、市長おっしゃるように52人です。もっとも、ここでいう待機児童には第一希望のみでの児童は含まれませんので、実際に受け入れを待たされている児童数は相当数に上ることが判明しております。

市立保育所及びこども園の定員は、条例で規定されておりますけれども、この定員に対して、実際に入所している児童数の割合をあらわす充足率について、公立部分について結構でございますので、市長はおよその現状を御存じでしょうか。大体の目安で結構でございますので、その充足率についての認識をお答えください。

○議長(北 良晃君) 市長。

○市長(仲川元庸君) 公立の保育園におけます充足率でございますが、直近8月段階で85.1%となっております。

○議長(北 良晃君) 三橋君。

○16番(三橋和史君) ありがとうございます。

全園に押しなべての割合をお答えいただきましたけれども、私が調査をいたしましたところ、何と驚くべき事実が判明しております。

前述のとおり、多数の待機児童が存在している状況にもかかわらず、条例で定められている定員に対する充足率、これ10%台から80%台の園が17園も存在する状況であります。これは、条例により定員が明確に規定されているにもかかわらず、行政が勝手に受け入れ人数を減少させ、違法に運用した結果として、保育所等受け入れ拒否、待機児童の発生という、市民生活に重大な影響を与えているものではないのか、市長の認識をお答え願います。

○議長(北 良晃君) 市長。

○市長(仲川元庸君) 御指摘のように、保育士不足によりまして、この公立でも定員いっぱいいっぱいまで受け入れができないという現状があるという状況は認識をいたしております。

一方で、各年齢ごとに必要となる保育士の数も変わってまいりますので、そういったところも含めての充足率であるというふうに認識をいたしております。

○議長(北 良晃君) 三橋君。

○16番(三橋和史君) お答え、ありがとうございます。

市長おっしゃるように、確かに年齢によりまして必要な保育士の人数等は変わってございますけれども、私が申し上げた顕著な例といたしましては、これはホームページにも載っております一般に公開されている資料の平成29年度9月入所保育所等受け入れ状況一覧という資料において、新たに児童の受け入れを全くしていないとされる若草保育園及び帯解こども園については、奈良市の内部資料によりますと、それぞれ、定員100名に対して56%の充足率、定員129名に対して74.42%にとどまっており、待機児童の存在する両園はいずれも定員充足率が非常に低い状況である。これは、市長がおっしゃるように、年齢によって必要な保育士等の人数あるいは施設等の状況、それだけではないのではないか。

このような保育所等の受け入れ状況については、違法状態であるという認識を市長は持っているのでしょうか。これは、条例で定められている定員を勝手に行政が変えている、そういった現状だということを私は申し上げたい。

そして、どのような理由で、どのような法的権限をもって行政は、あるいは市長は、法定の定員に対しての実際の受け入れ人数を少なくして運用を行っているのか、その点について認識をお答えください。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） これは、条例で定めた定数という位置づけでございまして、定数を割っているから違法だということでは、すなわちイコールでないのではないかと考えております。

もちろん、条例で定めた定数を満たすということが責務であるということは認識をいたしております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 市長が今おっしゃるように、条例で定めている定員を割っている、それすなわち直ちに違法ではないということではございますけれども、これは条例に書いている定員について、明らかに50%あるいは10%台という園もあるんですよ。そういう園に対して、条例が、議会が行政に受け入れを義務づけている、すなわち市民が保育を受ける権利を与えている、それを勝手に行政の運営によって侵害しているのではないのでしょうか。

それは、市長のおっしゃるように、条例で規定している人数を割っているということが違法ではないというのは、これは条例も立派な法規範であります。それは違法というのではないのでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） その法解釈の議論をどこまでやるかということですが、ちなみに申し上げますと、今御指摘をいただいた若草保育園には待機児童は今いないという状況でございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 待機児童はいないというふうにおっしゃっていますけれども、公開されている入所保育所等受け入れ状況一覧は市が公にしている資料ですけれども、ここには受け入れを全くしないという意味のバツ印が並んでいるんです。これについては、待機児童、いるんじゃないですか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 充足率というのは、当然需要と供給のマッチングで出てくるものでございます。ですから、定数が100名であっても100名以上の申し込みがなければ100名は埋まらないということでございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） それであれば、充足率10%台あるいは80%台という園が17%あるんです。そして、先ほど申し上げたように、若草保育園及び帯解こども園については、それぞれ56%の充足率と74.42%の充足率。そして、一般に公開されている保育所等受け入れ状況一覧という資料では、受け入れをしていないという意味のバツ印が並んでいるんです。普通だったら、ここは三角印あるいは丸印という記号が並ぶのではないのでしょうか。その点はいかがですか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 突発的に入所を希望される方が発生するという事、当然議員御指摘のようにあり得るかと思っております。一方で、先ほど申し上げましたように、公立で52名、私立で102名と、今、本市でも154名、非常に多い待機児童を抱えております。

本市の場合は、今、保育士と幼稚園教諭両方を一つの資格制度で運用しておりますので、限られた人員を、よりニーズが高いところに優先的に配置するという事を基本としております。そういったことで、現状のところ、もちろん潜在的な方がおられるという御指摘は甘んじて受けたいというふうに思いますけれども、若草保育園に関しましては直近の数字では待機がないということでございますので、そういった意味では、待機のニーズが特に高い園ではないという認識をしているということでございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 市長おっしゃるように、待機児童がないというふうに答弁されますけれども、当然一般に公開されている受け入れ状況一覧において、受け入れしていないというふうに表示されていたら申請も出るわけじゃないですか。それをもって、申請は受け付けませんよというような資料を一般に公開しておいて、それで申請がないからといって待機児童がいませんという答弁は、ちょっとおかしいと思います。

この問題ばかりしていると時間もありませんので、次に行きます。

市立保育所等の運営費用についてということでございますが、この点につきましては、奈良市子ども未来部による現状の運営費及び入所児童数に基づく試算によると、児童1人当たりにかかる年間運営費は、市立保育所の場合では約129万7000円であります。私立保育所の場合では112万3000円あります。これすなわち、両者の差額は約17万4000円と大きく、運営費につきましては私立保育所のほうが格段に安価であることが明らかであります。

市立保育所等を利用する児童数は、平成27年10月現在で2,066人ありますので、これを民営化した場合は、その人数分だけ乗じて算出した約3億6000万円もの国民経済上の利益が1年間で生まれることになると考えます。これは、定員100人当たりの保育所等1施設に換算しますと、約1740万円もの金額に値いたします。しかも、民営化した場合には、事業主体は民間法人となり、市が負担している運営費全額のうち、その大部分の負担から奈良市は免れるものであります。

このような試算が明らかになっただけで、なぜ奈良市はいまだに市営のまま保育所等を運営しているのか。また、言い方を変えますと、なぜ一層の努力をもって民営化を推進しないのか、市長にお尋ねいたします。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 公立の保育所の運営に関しまして、公立と私立で1人当たりのコストがどうかということで、御指摘のように、公立の場合は交付税の算入はございますものの、やはり民間で運営をしたほうが経済合理性ということではよりパフォーマンスが高いという部分は御指摘の部分が当たろうかというふうに思っております。そういったことも踏まえまして、本市では幼保施設の再編計画を進めるのに伴いまして、民間委託もしくは民営化を順次進めていこうという大方針を掲げております。

もちろん、すぐさま全てを民営化というのは、なかなか地域の御理解も必要でございますので、簡単ではないところはございますけれども、御指摘いただいたような視点は私どもも同じく有してございますので、今後、どういう方法で本市の施設で民間活用していけるのかということについては、しっかりと議論をし、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） ありがとうございます。

市長おっしゃるように、民営化の方針はあるんだということでございますけれども、その民営化の計画自体はいつ定めたんでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 民営化については、まず原理原則論として、民間でできることは民間にしていくということを、私どもといたしましても行革の基本方針として位置づけをいたしております。その中で、どうしても行政でなければできない事業、公務員直営でなければできない事業とそうではないものを、一つ一つ峻別をしていくことが重要だと考えております。ですので、大きな流れとして、全ての事業で民間活力導入を検討していくという流れは、既にこれまでも進めているところでございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 私の質問は、いつ、その民営化の計画を定めたのかという質問でございますので、聞いていることに答えていただきたい。そして、奈良市のかなり大きな施策であると思うんですけれども、幼保再編ということで基本計画を定めたのは平成25年と、それも民営化の関係も含めてそういった計画を定められているわけであります。

そして、保育所というのは、そこに通う園児あるいはその保護者ですね、園児の年齢を考えますと、何ぼ大きくても5歳です。5年間あれば地域の理解を得られるかどうかというのは、私は結論が出ると思うんです。そして、平成25年に計画を定めていながら、今現在、民営化を達成したのは何園あるんでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 民営化については、既に計画進捗途上にある園が今ございますが、実行が完了した園というのは、まだございません。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 民間にできることは民間にと、市長は所信表明でもおっしゃいましたけれども、私どもはやはり、市長の言葉上の意味と実際の政策の進捗状況を見ますと、かなり乖離があるというふうに私どもは考えております。

市長がおっしゃるように、財政的な面から見ますと、保育所等は、市立保育所の場合は市が80%、利用者が20%の割合で保育所運営費を負担する、そういった内容でございますが、私立保育所の場合は国庫補助金として44%、市が36%、そして利用者が20%の割合での負担となり、国庫補助がありますので、市の負担率は44%も軽減されるんです。それを毎年毎年、そういう制度下にあるにもかかわらず、本来奈良市民が負担しなくてもよい、国庫補助を有効活用すれば本来負担しなくてもよい行政費用を、なぜ市長は——言葉上はよくわかるんですよ、民間にできることは民間にとというふうにおっしゃっているんですけれども、その中身が全く伴っていないと、この分野に関しては私は考えるんですけれども、その一層の努力をどのようにもって民営化推進に向けて行っていくのかということをお答えください。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 今申し上げましたように、大方針としてはそういった検討を行っていくということは既に掲げております。

一方で、個々の園をどのようにしていくかという議論は、一方で丁寧に諮っていくことも必要

でございますので、今後、それぞれの地域でどのような幼稚園、保育園、こども園の施設整備が必要であるか、特に奈良市内におきましては、公立・私立の幼保、こども園を全部合わせますと非常に施設数が多い地域でもございます。このあたりは、当然再編整備をしていくことが必要でありますので、再編整備の流れに沿って民間活力の導入を検討していくべきではないかというふうに考えております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 行革の観点からも、こういった分野は、やはり市の財政状況が逼迫した折でございますので、しっかりと市の財政負担が軽くなるような観点から中身のある改革を、言葉上だけではなくて、実行性を持って進めていただきたいというふうに思います。

次に行きます。

民間保育所設置運営事業者の募集状況についてでございますけれども、平成28年に近鉄大和西大寺駅周辺南側に1カ所設置することとして事業者を公募いたしました。運営条件として、市が示した平成29年4月1日開園という項目に反して、事業候補者が開園しないという状況が現在続いております。多数の待機児童が発生しているというふうに市長も答弁の中でおっしゃっているにもかかわらず、そしてその平成28年の公募の段階では、ほかに応募事業者が存在していたにもかかわらず、第一順位として決定された事業候補者が運営条件の期日を守らず、期日は平成29年4月1日でありましたが、その期日を守らず徒過している状況である、これは極めて遺憾であると私は思います。

市民の待機児童の発生という損害ですよ、損害の大きさを鑑みると、同法人に対する市の対応というのは一体どのような形で行われているのか、その点をお聞かせいただきたいとします。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） この西大寺地域の待機児童解消のために本市が公募し、そして事業者が決定したこの件でございますが、御指摘のように、きょう現在をもって、まだ開園ができていないという問題でございます。

当然、これは市としても、期日を過ぎているということで、事業者に対しても、今の状況、それから今後の見通しに対して厳しく指導もさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） ありがとうございます。公共の利害にかかわることでございますので、市としてしっかりとした対応をお願いしたいと思います。

そして、平成28年7月にもそういった事業者の募集を行っており、開園期日を徒過していますけれども、事業者決定自体はいまだに取り消されていないという状況でございます。

その状況を踏まえると、今年、今議会に予算として上程されております平成29年8月の新規募集の必要性というのは、果たして本当に認められるのかどうか、この点について疑義を抱かざるを得ないんでありますけれども、大和西大寺駅周辺の地区には本当に、昨年行われた90人定員の施設事業者募集、そしてことさらに90人の定員募集は本当に必要なのかというのが疑問として湧いてくるわけでありまして。そして、仮に必要なであるというのであれば、なぜ昨年のうちに180人定員の公募を行わなかったのかという点についてお聞かせいただきたいとします。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） この西大寺地区は、まず一つには、この地域自体が南側の区画整理がほぼ

今完了を目前としているという状況がございます。現状では、まだ更地、空き地、未利用地が多いわけですが、御案内のように、既に開発をされたところは集合住宅などが密集しているということで、子育て世代を対象にした集合住宅などがふえてまいりますと、一気に待機児童のニーズも高まるということが予想されます。

それから、西大寺は、やはり大阪方面へお勤めの方々にとりましてターミナル駅でございますので、駅前などでお子様をお預けになって仕事に行かれる方も多いということもあり、そういったニーズも含めて、今後も引き続いてニーズが一番高い地域だと考えております。

昨年、2園、なぜ募集をしなかったのかということでございますが、このあたりも、我々も待機児童対策は科学的な数字計算だけではなかなか解消がうまくいかないところを実感いたしております。当初予想していたよりもはるかに待機の伸びが、この間伸びておりますので、そういったことから追加的な施策が必要であろうと判断をさせていただいた次第でございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） ありがとうございます。

待機児童の問題でございますけれども、市長おっしゃるように、地域で集合住宅の建設等、そういった状況を踏まえながら計画を、保育行政というんですかね、そういうのを、計画を立てていくわけでありまして、1年置きにそういった90名定員の事業者の公募を行い、しかも今回、その先に行われた公募の事業候補者はまだ開園をしていないという状況であります。その点については、やはり行政の計画性といいますか、その点をもう少し持って、市民の待機児童の解消というところで施策を進めていっていただきたいと思っております。

計画を持ってやれば、90人定員の施設を1つ募集する、もしくは180人定員の施設を1つ募集する——90人は2つですね、90人を2つ募集するのか180人を1つ募集するのか、やっぱり運営費に関しましても、内閣府の試算等を検討しますと、やはり全体で3800万円もの費用縮減が図れるという試算も内閣府の、これ公定価格というんですけれども、出ているというように私どもの調査で判明しておりますので、やはり1年ごとに90人定員を募集するというのは余りに流動的、あるいは計画性のなさが原因なのかと私は考えます。その点については、しっかりと今後行って、やっていただきたいというふうに思っております。

そして、幼児教育の無償化についてお尋ねいたします。

幼児教育の無償化は、国の施策におきましても進めようとしておられるところでございますけれども、他地域の自治体におきましたら、市町村、市独自に無料、無償化等々施策が進められている状況でございますけれども、奈良市独自に子育て世代を応援するという施策、そういう思いの中で、奈良市独自の施策を展開するという予定はあるのでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 幼児教育無償化については、大阪などでも取り組みの事例がございますし、国においてもその方向性を是としていると認識しております。

我々も、もちろん財源の問題がありますので、すぐさまというわけにはなかなか難しいところもございますが、今後の少子化対策の柱として、幼児教育無償化というのは一つの効果的な政策であると認識をいたしております。

今の段階としては、今、御提案をいただいたところでもございますので、具体的な計画や方向性は現時点では有しておりませんが、有効な少子化対策の方法であるという認識は持っております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） ありがとうございます。

幼児教育の無償化でございますけれども、日本維新の会の試算によりますと、奈良市においては、幼稚園に通う子供たちの分と、あとこども園のいわゆる教育認定を受けている1号の子供の分ですね、いわゆる教育部分に関しては、奈良市におきましては1億3000万円の予算でできると、財源を確保すればできるというふうな試算もございます。これは、奈良市の子ども未来部も認めているところでございますけれども、私が先ほどいろいろ、補助金の活用なり運営の計画性をもうちょっとしっかりするというような提案をさせていただきましたが、そういった財源は年間で簡単に生まれるのではないのかというふうに私は思うわけでありまして。その点は、幼児教育の無償化については、今後、前向きに検討をしていただきたいと思います。

そして、次にまいります。

環境部の運営についてでございます。

ごみ収集業務の民間委託の推進についてお尋ねいたします。

ごみ収集業務につきましては、賃金構造基本統計調査、いわゆる賃金センサスと呼ばれるものでございますけれども、これに基づく民間の場合の年収ベースの平均給与金額は396万8100円であるのに対して、奈良市は直営で実施しており、そのいわゆる公務員の職員の年収ベースの平均給与金額は735万6771円であります。2倍近くの賃金をごみ収集業務に、民間と比べて奈良市の場合は賃金を支給している状況にあるということでございます。この点について、どのように市長はお考えでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） まさに御指摘のとおりでございます。ごみ収集業務というのは市民生活に密接な業務であります。公務員でなければできないという部分は非常に少ないように感じております。そういう意味では、今後、順次段階的に民間委託を進めていくべきだと考えております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） これも民間委託をするという方向に変わりはないということでございますけれども、その収集車1台当たり、直営で行っている収集車1台当たりを民営化した場合の費用の縮減額、これは幾らぐらいになるという試算をお持ちなんでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） コスト面でございますけれども、現在、直営の場合、人件費と車両の経費でおおよそ1920万円かかっております。これは、一般管理費、つまり管理職であるとかそういった費用はかかっておりませんので、細かく申し上げますと、プラスもうあと10%ぐらい、一般管理費がかかっているだろうと考えています。

これに対しまして、本市の現在の委託の場合の費用は1170万円ということでございますので、差し引き約750万円近く差額があるという認識でございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 市長おっしゃるように、収集車1台当たり750万円、年間の経費縮減できるという試算をお持ちだということでございます。そして、現在の直営で行われている収集車、約30台ほどあるというふうに伺ってございます。その30台分に換算いたしますと、約2億2500万円の費用縮減にさらにつながることが判明しているということでございます。



民間委託をしていくという方向で変わりはないということでございますけれども、もう少し前倒しをしてやるというような方向性はないのでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 民間委託につきましては、長らく直営堅持という方向で来ましたが、平成25年度から民間委託を始めております。当初の計画では、平成32年度までに収集課の委託を70%まで高めるという目標でございました。今年度には56%まで達成する見込みでございます。

一方で、いわゆる収集課の業務のみならず、環境部全体の事業で民間活力の検討をしていくべきであろうと考えており、今後、他の業務においても民間委託に向けて具体的な歩みを進めてまいりたいと考えております。それに際しましては、具体的な実施年次、それから委託率の目標値については、ごみ関連業務の全体最適化計画の見直しを現在行っております。この中でしっかりと明確に方針をお示ししてまいりたいと考えております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 民間委託をするという計画をお持ちのようでございますけれども、平成32年度までに70%とおっしゃったわけでございますけれども、なぜその残り30%を残すのかというのがわからない。

その点について、いかがお考えでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） これも、さまざまな議論があり、私も当初は100%民間委託というのが望ましいであろうという考えを持ってございました。

一方で、先ほど申し上げましたように、環境部においては、収集課業務のみならず、ほかにも工場の操業であったり、また再生資源を収集する業務など他の業務もございまして。そういった意味では、他の部署においても同様に民間委託をバランスよく進めていくということがまず一つだろうと思っています。70%でとめるか、それともそれよりもさらに進むのかということについては、基本的にはバランスよく民間委託を進めていった先の議論であろうと思っています。

一方で、特に他市でも議論をされるんですが、自然災害等発災した場合に、やはり直営の人間を何名か残しておくということの優位性も一定あるという意見もありますので、このあたりを踏まえて、現在のところは70%まで目指していこうというふうに考えております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 直営を30%残すということで、それは30%達成してから、その先どうするかはそれからの議論だというふうにおっしゃったわけでありまして、もう少し、やはり財政厳しき折でございますので、民間委託によりまして、現在の比率でいいますと2億2500万円の年間経費が節約できるかどうかという、かなり我が市にとりましても、考えた場合、かなり貴重な財源になってくると思われますので、その辺は前倒しでやっていくことを私どもとしましては要望しておきます。

そして、その民間委託につきまして、関連するんですけれども、環境部の管理職が平成28年度に、ごみ収集業務の民間委託を行わないという、そういう旨の内容を確認する文書がある団体と取り交わしているということが明らかになっておるんですけれども、その相手方はどのような団体であるのでしょうか。

○議長（北 良晃君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後4時7分 休憩

午後4時8分 再開

○議長（北 良晃君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） その御指摘の民間委託をしないという約束というのは、当時の収集課長が従業員組合とそのような約束をしたという報告は聞いております。

ただ、市としては民間委託を進めるということで申しておりますので、そのいわゆる管理職の判断というのは市の方針にそぐわないものでありますし、無効だと私は考えております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 市長から、環境部の管理職と労働組合との間で、業務の民間委託を行わない旨の内容などを確認する文書を取り交わしているということを答弁いただきましたけれども、言うまでもなく、市政の基本計画は市議会において決定、承認され、その執行機関として市長が事務を行っていらっしゃるわけでございます。ましてや、その補助機関である部長以下の職員が、対外的にみずからの判断で、市の方針に反してですよ、署名捺印までして、そうやって民間委託をしませんというのを労働組合と交わしている。これは本当に異常な行為だと思うんです。

市としては無効だというような主張でございますけれども、そういった対外的に勝手に職員が判を押して、これが市の方針で民間委託しませんというような文書がここにもある。そういったことをされているというのは、環境部の一職員だけじゃなくて、人事管理のあり方全体について私はちょっと疑問を持っているんですけれども、仮に権限なくそうやって判を押しているといった場合は、その職員につきましては権限超越行為として、また信用失墜行為に該当するんじゃないですか。

ひいては民間委託しませんというようなことを、何の議会の承認もなく、勝手に対外的に約束をしているような文書が残っている。法的に市は無効だと主張してはいますけれども、相手方は有効だと、それを争われたらどうするのか、その点は私は疑問に思っておるところでございます。ひいては市の基本方針を決する議会の権限を軽視しているような行為でもあるのではないかと私は思っておりますので、その点、今後、留意いただきたいというふうに思います。

これに関連して、職員の規律についてでございますけれども、平成24年度以降、職員の懲戒処分件数は51件あるわけですが、その内訳として環境部の職員の人数というのは幾らなんでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 平成24年以降の懲戒処分の件数でございますけれども、御指摘のように51件でございます。このうち、環境部の職員が該当するのが29名でございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 51件中29名が環境部の職員だということであるんですけれども、誠実に勤務されている職員さんもたくさんいらっしゃると思うんですよ。ただ、やはり特定の部署の高過ぎる割合というのは、ちょっと異常だなというふうに私は思うわけでありまして。誠実に勤務されている大多数の職員のためにも、やはり正常化に向けた改革というのを、市長御自身、先頭に立って取り組んでいただきたいというふうに思っております。

時間もあれですので、次に行きたいと思っております。

環境清美工場の移転についてでございます。

ごみ焼却場でございますが、これの公害調停について、先ほどほかの議員さんから御指摘がございましたけれども、この公害調停、市長、これ公害調停にのっとして、その手続にのっとして最終候補地として決められているというような状況を、市長が先般これを、候補地を移転することを断念したということをおっしゃったわけでありましてけれども、公害調停とそれに規定された手続によって進められてきた内容に従って施策を推進すべきと考えるわけでありまして、通常ではですね。これをほごにすることによる法的問題、市が受ける法的責任というのは、どのようにお考えなんでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 公害調停自体は、公害が存在すれば公害裁判ということになるわけですが、この事件につきましては住民と市側が調停という形で約束を結んでいるということでございます。当然のことながら、当時の市及びその当時の市議会においては、全会一致で御議決をいただいておりますので、この調停の内容を約束どおり履行する責任というのは当然市に生じるとしております。

一方で、これが一つには、例えば今、既に計画年次を過ぎているという状況がございますけれども、こういった調停事項の履行がなされていないということに対して、住民の皆さんや申請人の会の方々がどのような法的な対応をなさるのかということについては、我々は受けとめる側でございますので、言及はできないと考えております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 公害調停というのは、御存じかと思うんですけれども、民法上の和解契約と同等の効力を有する法的な——市長、約束という言葉でおっしゃったわけでありましてけれども、これは法的な拘束力のある契約の一種でございますので、その点については、リスク管理という点から、これを断念したということをおっしゃる前に、やはり想定をしておっしゃるべきなのかなというふうに思います。そして、市長の担当部局でも結構ですので、その中で断念することによる市に生じる法的責任について、しっかり想定をされているものだというふうに思っております。

当該地へのその移転の断念についてでございますけれども、先ほどほかの議員さんの質問にもございましたけれども、ここ数年で公害調停に基づいて設置された策定委員会の——建設計画策定委員会ですね、その運営経費等だけでも4800万円の予算を執行していると。もちろん、ここには人件費等も含まれておりませんので、職員さんの人件費等々も加えますと1億円、2億円を下らないのかなというふうに思うんですけれども、それらを全て無駄にするような、断念したという市長の判断について、それだけで済むような事柄でないと思うんですけれども、今まで使ってきた予算というものを考えたときに、また法的な責任は先ほど申し上げましたが、予算という面から、4800万円使った、そして人件費も使っている、この事実について、どのように御認識されているのかお伺いします。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） クリーンセンターの移転建設問題につきましては、先ほど御指摘をいただいた公害調停に基づくものでございます。その中で、市内から複数の候補地を策定し、最終的には候補地1カ所を選定し、市としてこれまで地元に対して協議の申し入れなどをお願いをしてきたところでございます。

当然のことながら、我々といたしましても、調停事項の履行ということは大前提として、この候補地で事業を実現していくということの大目的に取り組んできたところがございますので、結果としては無駄遣いであったと指摘をされれば、当然それは甘んじて受けなければならない批判だと考えております。

一方で、大変難しい事業でもございますので、より現実的に今後の打開策を考えていくことも、私の、あわせて責任であろうというふうに考えております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 事前に担当部署の方とお話をしていたんですけれども、交渉の機会すらもしっかりと設定することができなかった、協議をする場がしっかりと設けられなかったというふうに聞いてございます。

ただ、その理由について、地元住民の理解がないからだというような言い方をされておったんですけれども、それは市長としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 地域のお話を伺っておりますと、やはりどれだけ最新の施設で環境に影響がないかという問題、もしくは地域の振興にどれだけさまざまな方策を我々が持ち合わせているかというようなお話、いずれをさせていただいても、なかなか取りつく島がないという状況を私も実感いたしました。そういった状況は、一つには、やはりこれまでの市の環境行政の中で、根強い不信感をお持ちの方が大変多かったということが一つの大きな要因であろうと考えております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） その地元住民さんの反対があったということで断念されたということであるんですけれども、今後、新しく振り出しに戻って、さらに検討を重ねて、しかるべき場所で検討を重ねて結論を出した。しかし、また住民さんから反対が湧き起こってきた。そうなったらまた今回と同じように断念するんじゃないですか。そういった前例になるんじゃないかなという危惧を抱いているんですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） なかなか仮定のお話にはお答えしにくいところはございますけれども、その当初の候補地を選定したときと現在において、さまざまに変化をしている社会情勢もしくは本市独自の状況というのがございます。

一つには、東日本大震災が発災したということ。これは、当然のことながら、広域的に災害ごみ等を処理する必要が出てくるという問題がございます。

一方で、本市の現環境清美工場の老朽化が、想定していた以上に老朽化の進展が速いという状況がございます。こういった問題も踏まえて、新たに策定をしていくべきだと考えております。

当然のことながら、新しい候補地が実現する可能性がどれだけあるのかという御質問はあろうかと思いますが、今回の東里地域への断念という問題が次の候補地の断念につながらないように、我々もしっかりと納期意識を持って交渉など議論を進めてまいりたいと考えております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 市長おっしゃるように、老朽化の進展が想定よりも著しいということでもありますけれども、それならなぜ、なおさら今の、従来の手続に沿って生み出された当該地に移転しないのかと、そしてその説明努力をさらに重ねないのかということを疑問に思うわけであり

ます。

市長にお尋ねするんですけれども、地元住民の皆さんの不信感があった、あるいは理解を得ることができなかったという点でございますけれども、中ノ川町、また東鳴川町の住民の皆さんから、そういった協議というか説明を受ける場を設けてもいいよというような流れに、今後、説明を重ねたらなるかもしれない。そういった協議の場を設けてもいいよと当該地の皆さんから申し出があった場合は、市長、これはいかがするおつもりでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） これまでも、私の前市長、前々市長時代からも、このクリーンセンター問題、ずっと議論してきております。その中で、やはり当初はこの公害調停に基づく移転建設ということの大前提として、この東里地域での事業の実現に向けて、市も当然でございますが、議会の皆様や地域の皆様もそういった思いで進めてきたところであります。

一方で、非常に難しいという状況も現実でございますので、私といたしましては、市の責任者として、この事業をより具体的に早期に解決するためには、従来の公害調停だけに縛られているという状況ではなくて、現地建てかえや広域化も含めて、あらゆる可能性を考えるべきだという思いに至ったわけでございます。これにつきましては、私のみの考えということでもなくて、策定委員会の議論の中でも、そういった幅広い可能性をそろそろ改めて考えなければならないのではないかと御意見も多数頂戴したところでございます。そういった経緯を経た中で、今回の市長選挙において、私は今のこの東里での計画の断念、そしてまた事業の、移転建設計画の手法論の見直しということを掲げさせていただき、それに対し、市民の皆様の一定の御理解をいただいたという経緯がございます。

そういったことでございますので、私といたしましては、今、新たに自治連合会さんなどが中心となって、市内全域から新しい候補地の可能性も探っていこうじゃないかと、また現地や広域化も検討していこうじゃないかと、こういった前向きな議論をぜひ進めていきたいと考えております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 市長、私が聞いているのは、当該地の住民の皆さんから、市との交渉の場に応じる用意がありますと今後言われた場合は、当該地の住民の皆さんと交渉に臨む用意は市としてあるのかどうか、その点、一点だけお聞かせいただきたいと。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 仮定の話には、お答えすることは非常に難しいと思っております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 市の施策は、全て未来のことを話し合っているわけでありまして、全てが仮定と言われたら、その点で答弁いただけないことになってしまいますので、その点はまた時間もありませんので、ちょっと置いておきます。

新斎苑整備事業についてお伺いをいたします。

新斎苑整備事業につきましては、今議会にも多額の予算が積まれているというふうに認識をしておるんですけれども、その補正予算案の提出の仕方についてでございますけれども、新斎苑の建屋の建築費等々で、運営費も含め76億円の補正予算案でございます。

しかし市長、地元住民に対して、市長名で公民館や集会所の建てかえ、道路の拡幅工事等々、40項目にも上る地域活性化対策事業と称して、その事業をやりますよということで提案を市長の

ほうからされているわけですね。素案かも知れませんが、市長から提案されたということは、住民さんとしてはお約束をいただいているというふうにとられても仕方のないものですが、新斎苑整備事業の予算として、それとは別に地域活性化対策事業の約束をされているんだとしたら、それも含めて、予算案を総事業費として提出されるのが筋だと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） その点につきましては、過去の議会の中でも同様の御議論がございました。当然、このような全市民が利用する、いわゆる迷惑施設と呼ばれるようなものを建設するに際しては、一定地元の皆さんに対する還元ということは、やはり考えていくべきだと思っております。

ただ、残念ながら、私どもがよかれと思って提案したその活性化対策案は、既に地元の皆さんからは、もう一度ゼロベースで考えろという御意見をいただいております。ですので、今後、地元の皆さんが対策協議会的な組織を構成していただいて、地域の課題として市にどのような御要望をお持ちであるのかということ、また一からしっかりと伺いをしていきたいと思っております。

当然、それを事業化していくに際しては、議会の御議決をいただかなければ、我々、予算は持ち合わせることはできませんので、当然そこについては情報共有も図りながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 市長おっしゃるように、多額の予算が必要になると想定される地域活性化対策事業の案として、地元住民の皆さんに提案をされている。そういった議会の議決もないままに、そういったものを提案されていることに関して、市長にそのような権限があるのかどうか疑問に思うわけでありまして、次、時間もありませんので、防災対策についてお伺いいたします。

市は防災対策に、この事業について問題はないというふうにはしているんですけども、主に土砂災害が懸念される地域でありますけれども、土砂災害警戒区域にかかっていない、あるいは斜面安定解析によって安全性は担保されているというような説明を今までされているわけですが、土砂災害防止法に基づいて土砂災害警戒区域が指定される、その根拠となる基礎調査というものがございまして、その基礎調査の対象箇所の抽出漏れというのがこの地域にはないというふうにお考えでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） ちょっと御質問の趣旨がわかりかねます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） この事業については、土砂災害がかなり懸念をされている地域でありますので、土砂災害防止法に基づいて土砂災害警戒区域が設定されているわけですね。その根拠となるのは、基礎調査と呼ばれる土砂災害防止法に基づく調査があって初めて指定の根拠となるデータが生まれるわけでありまして。その基礎調査の対象箇所というのは平成十何年に、そこに民家がある、人家があったり公共施設があったり、そういった部分を基礎調査の対象として、土砂災害警戒区域に指定するかどうかの調査を行っているわけでありまして。

ただ、平成十何年というのは、この事業は、もちろんでありますけれども具体化されていない。もちろん、全県的に県が指定するんですけども、奈良県の全域をくまなく地形条件だけで基礎

調査をするわけにはいかない。ただ、そうでありますので、その調査をどこでするかということではありますが、地形条件だけではなく、人家の有無、道路等の有無、公共施設の有無等を判断して、この場所を基礎調査の対象としようというふうに奈良県がされているわけです。

ただ、今回、その当時、平成27年に近隣の土砂災害警戒区域が指定されているんですけれども、それ以前に基礎調査が行われているわけでありますから、基礎調査の対象として漏れている可能性は私はあると思うんです。その点について、市長はおわかりでないということでございますので、今後、しっかりと土砂災害防止行政について責任を負っている自治体と連携を図って、施策を、防災対策を進めていただきたいと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 県の調査もちろん必要なところでございますけれども、市といたしましては、やはりこの当該地に絞り込んだ調査というのを独自に行っております。やはり、県の行う面的な全県対象とした調査では、なかなか細かいところまでは調査が難しい部分もあるかと思いますが、今回、我々といたしましては、この当該地に絞り込んだ、土砂災害等の可能性があるかどうかという調査を独自に行い、またその調査結果については、京都大学防災研究所の御意見もいただいて、第三者評価を得て、問題がないという御意見をいただいております。

一方で、自然災害は、当然予想できない問題も起きる可能性がございますので、今後も引き続きモニタリングを継続し、万全の体制で最終、最後まで市が責任を持って防災対策を行っていく考えでございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 市長は、漏れなく調査を行っているという答弁でございますけれども、例えば建屋の西部、数百メートルになろうかと思っておりますけれども、その斜面地については、明らかに5メートル、30度以上の斜面が存在している。5メートル、30度以上ということは、土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊という現象につきまして指定をされる可能性があるんです。

その点について、奈良県は基礎調査を実施していないと私の調査でわかっているんですけれども、市長はその部分についても調査をされたんですか。

○議長（北 良晃君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 繰り返し申し上げますけれども、やはり県の行う全県的な調査というのは、個々のスポットに絞り込んだ調査にはやはり難しいと思っております。特に、こういう個別の施設を建設するに際しては、その施設を建てる実際のレイアウト等も想定をして、より詳細な調査を行うということが大前提でございますので、我々としても、詳細なこの当該地周辺についての調査を行わせていただいているという認識でございます。

○議長（北 良晃君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 漏れなく調査が行われているということでございますが、土砂災害防止行政、砂防行政は、最終的には県が一義的には責任を負っている行政分野でございますので、市が幾ら調査をしてというのではなく、県が調査を実施するような形の連携をとっていくような施策を推進することを、法に照らして私は要望しておいて、今回の質問を終わらせていただきたいと思います。